

熊本県盛土等調書閲覧規程を次のように定める。

○熊本県盛土等調書閲覧規程

(令和7年4月1日告示第263号)

(趣旨)

第1条 この規程は、熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則(令和7年熊本県規則第21号)第23条に規定する盛土等調書及びその添付書類(以下、「調書等」という。)の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧場所)

第2条 閲覧場所は、土木部建築住宅局建築課に置く。

(閲覧日)

第3条 閲覧日は、熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く日とする。

(閲覧時間)

第4条 閲覧時間は、午前9時から午後4時45分まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

2 知事は、調書等の整理その他必要があると認めるときは、閲覧の休日を臨時に設け、又は閲覧時間を短縮することができる。

(閲覧手数料)

第5条 閲覧手数料は、無料とする。

(閲覧の申請)

第6条 調書等を閲覧しようとする者は、閲覧簿(別記第1号様式)に所定の事項を記入して、知事に提出しなければならない。

(調書等の持出禁止)

第7条 調書等は、これを閲覧場所の外に持ち出してはならない。

(写しの交付の請求)

第8条 調書等の写しの交付を請求しようとする者は、盛土等調書の写しの交付請求書(別記第2号様式)を、知事に提出しなければならない。

(閲覧上の遵守事項)

第9条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調書等の閲覧は、所定の閲覧場所において行なうこと。
- (2) 調書等を汚損し、又はき損しないこと。
- (3) 他人に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) その他係員の指示する事項

2 前項の規定に違反する者又はそのおそれのある者の閲覧は、これを停止し、又は禁止することがある。

## 附 則

この規程は、告示の日から施行する。

別記第1号様式(第6条関係)

閲覧簿

[別紙参照]

別記第2号様式(第8条関係)

盛土等調査の写しの交付請求書

[別紙参照]

別記第1号様式（第6条関係）

閲覧簿

年 月 日

熊本県知事 様

閲覧申請者（閲覧に来られた方） 住所

（所在地）

氏名

（名称及び氏名）

連絡先

下記の閲覧制度の目的を理解したうえで、盛土等調書の閲覧を申請いたします。

|   |                   |  |
|---|-------------------|--|
| 1 閲 覧 対 象 調 書   | 第 号               |  |
| 2 閲 覧 依 頼 者<br>※閲覧申請者以外<br>の方から閲覧を<br>依頼された場合<br>は記入してくだ<br>さい。 | 住所<br>(所在地)       |  |
|   | 氏名<br>(名称及び代表者氏名) |  |
|   | 電話番号              |  |

係員確認欄

【閲覧制度の目的とお願い】

盛土等調書の閲覧制度は、宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事によって受け  
る住環境の影響を知り得る機会を提供するとともに、違反盛土等の未然防止、無許可案件の売  
買防止などを目的として設けられた消費者保護の制度です。

閲覧によって得られた情報の営利目的での利用については、御遠慮ください。

なお、営利目的での利用が発覚した場合には、その後の閲覧を制限する場合がありますの  
で、適正な利用について御理解と御協力をよろしくお願いします。

別記第2号様式（第8条関係）

盛土等調書の写しの交付請求書

年 月 日

熊本県知事 様

請求者 住所  
(所在地)  
氏名  
(名称及び代表者氏名)

熊本県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則第23条第2項の規定により、次のとおり盛土等調書の写しの交付を受けたいので請求します。

|              |       |   |      |
|--------------|-------|---|------|
| 1 許可番号       | 第 号   |   |      |
| 2 許可年月日      | 年 月 日 |   |      |
| 3 土地の所在地及び地番 |       |   |      |
| 4 工事主住所 氏名   |       |   |      |
| 5 写しを必要とする理由 |       |   |      |
| 6 写しの交付請求枚数  | 調書    | 枚 | 図面 枚 |